

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

令和4年度 水戸市国民保護協議会

2 開催日時

令和5年3月24日(金) 水戸市防災会議終了後から午前11時40分まで

3 開催場所

水戸市役所本庁舎4階  
中会議室1～3

4 出席した者の氏名

(1) 会長

高橋 靖

(2) 委員

梅村 知巳	船山 公夫	高橋 達雄	坂田 篤	田尻 充
秋葉 宗志	荒井 宰	土井 幹雄	三宅 修	大内 康弘
谷津 文昭	平澤 幹男	小森 修	山田 敏彦	阿部 重典
深澤 克実	山田 昌弘	任田 正史	中嶋 光昭	寒河江佑太
角田 恒巳	青木 啓子	林 由香里	田内 広	小椎尾憲造
谷津 好行	奥田 猛	檜谷 厚子	飯島 清光	中崎 恵
草柳 茂春	田山 知賀子	海老澤速夫		

(3) 茨城県職員

大久保 孝

(4) 事務局

川上 幸一	小嶋 いつみ	小林 良導	保科 竜吾	洞内 裕史
野村 博之	小林 陽介			

5 議題及び公開・非公開の別

水戸市国民保護計画の見直しについて【公開】

6 非公開の理由

—

7 傍聴人の数(公開した場合に限る。)

0名

## 8 会議資料の名称

資料1 「水戸市国民保護計画の見直しの概要について」

資料2 「水戸市国民保護計画の改定箇所一覧」

資料3 「水戸市国民保護計画（案）」

## 9 発言の内容

### 【事務局】

それでは、引き続き、水戸市国民保護協議会を開催させていただきます。

冒頭、御説明申し上げましたとおり、国民保護協議会につきましても、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規定」に基づきまして、会議を公開することになっております。会議録を作成し、市のホームページに掲載させていただきます。また、会議録は、後日、委員お二人の方に、内容を御確認の上、署名をいただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、開催に当たり、水戸市国民保護協議会会長でございます、水戸市長高橋靖から御挨拶を申し上げます。

### 【会長】

皆様、引き続きお疲れ様でございます。ありがとうございます。

さて、昨年2月に起きましたロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会の平和と秩序を著しく乱すものであり、多くの人命が失われました。また、日本周辺においても、北朝鮮によるミサイル発射が頻発化しておりまして、昨年10月と11月には、平成29年以来、5年ぶりに、ミサイル発射のJアラートが発信されるなど、国際情勢は不安定さを増しております。

本市では、平成19年に、国民保護法に基づき、「水戸市国民保護計画」を作成し、万が一の事態に備えてまいりました。幸いにも、これまで、この計画に基づく措置が実施されたことはございません。今後もあってはならないことではありますけれども、現在の緊迫した情勢を踏まえすと、これまで以上に危機感を持って、万全の体制を整えておく必要性があると思っております。

そのため、この度、本計画の見直しを行いまして、皆様方から御意見をいただくとともに、認識の共有を図り、実効性のある体制づくりを推進していきたいと考えておりますので、皆様方、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願申し上げます。以上でございます。

### 【事務局】

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をお願いしたいと存じます。

はじめに「令和4年度 水戸市国民保護協議会次第」

次に、資料1といたしまして「水戸市国民保護計画の見直しの概要について」

次に、資料2といたしまして「水戸市国民保護計画の改定箇所一覧」

次に、資料3といたしまして「水戸市国民保護計画（案）」でございます。

不足等ございましたら、事務局へお申し出ください。

それでは、会長であります高橋市長に議長をお願いいたします。

#### 【会長】

それでは、引き続き、議長を務めさせていただきますので、皆様方、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、水戸市国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりまして、本日の協議会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきますが、本日、皆様方に御審議いただきます内容は、水戸市国民保護計画の改定（案）でございます。

事務局から内容を説明させていただき、その後、御意見や御質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

説明いたします。

はじめに、資料1をお願いいたします。国民保護計画につきましては、弾道ミサイルやテロなどの武力攻撃事態等から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるために作成しているものでございます。

まず、なぜこのタイミングで見直すのかにつきましては、国際的な安全保障を取り巻く環境が不安定さを増してきていることから、対策強化を図りたい、さらには、市民の皆様にも日頃からの備えを改めて伝えていきたいと考え、今年度取り組んだところでございます。

次に、国民保護対策における市町村の役割や講じるべき対策につきましては、基本的には災害対応と同様であり、市民の皆様への情報発信、避難が必要などきの受け入れ対策などとなります。

1 趣旨等の最後の段落のなお書きに記載しているとおり、市国民保護計画に定めのない事項については、市地域防災計画を準用して行うこととしております。

災害と国民保護対策の違いといたしましては、国民保護の対応においては国が主体となる点でございます。一つの例としては、災害のときには市が避難指示を発令いたしますが、国民保護では国が判断し発令することとなっております。

次に、2 主な改定内容等でございますが、今回の改定のポイントにつきましては、自然災害への備えとして強化してまいりました情報伝達や備蓄対策などの各種防災対策を国民保護計画に反映させるとともに、国の基本指針、茨城県国民保護計画の変更された内容を計画に反映させたところでございます。

主な内容の1点目でございますが、国民保護に関する市の姿勢、考え方等について、資料3表紙の裏になりますが、「はじめに」と題し、序論として明記いたしました。これまでの経緯や昨今の国際情勢等を踏まえまとめたところでございます。

次に、主な変更内容の2点目でございます。国民保護における法制度の成り立ちについて、資料3の1ページから3ページに記載いたしました。このような内容を新たに記載い

たしましたのは、武力攻撃等に備えた対策は、幅広い分野にわたっており、防衛措置などもイメージされる方もいらっしゃることから、国民保護の担当分野を明確にするために追加いたしました。

資料3の1ページをお願いいたします。中程の囲み内が、有事関連三法そのうち事態対処法に武力攻撃が発生したときの対処に関して定めており、個別の法制として国民保護法が定められ、避難や救援に関して位置付けられていることを示しております。

2ページをお願いいたします。武力攻撃事態等への対処につきましては、基本方針を国会の承認を受けた上で、国民保護法に基づく措置の実施に至るものでございます。

この後、主な改訂の3で御説明いたしますが、このように国会の承認等のプロセスを経て国民保護法の適用となることから、状況に応じては承認までに時間を要することも想定されます。そのため、本市で何らかの事象が発生し、緊急の対応が求められる場合は、災害対策基本法等に基づき対応を図り、即応体制を確立してまいりたいと考えております。

3ページをお願いいたします。国民保護法の体系には、避難、救援、武力攻撃への対処が位置付けられており、避難においては情報伝達や避難誘導、救援においては避難者への物資や医療の提供、武力攻撃への対処においては施設の安全確保や消火活動などが具体的に示されております。8ページ、9ページには、市の役割等についてまとめております。

以上が、国民保護の成り立ちをまとめた内容となります。

資料1にお戻りいただきますようお願いいたします。

主な改訂内容の3、即応体制の構築についてでございます。多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、当初は、その被害の原因が明らかではないことも想定されます。

市は、その場合であっても、また先ほど触れさせていただきました武力攻撃事態等の認定前であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、即応体制を構築することが必要でございますので、明記いたしました。

次に、4避難施設の指定に当たっての留意事項及び避難施設に関する住民への周知内容についてでございます。

国民保護対策における避難施設の指定は、茨城県が行うこととなっており、水戸市は、避難施設の確保に向け、必要な情報の提供や施設との調整を行うこととなっております。

このような連携した対応を推進するため、県の計画で定められている留意事項を追加いたしました。

また、市民の皆様への避難に関する啓発につきましては、施設の情報に加えて、弾道ミサイルが飛来する可能性のある場合の対応について、避難施設にとらわれることなく、近くの建物等に退避していただくことを啓発するよう追加するものでございます。

資料1の裏面をお願いいたします。5備蓄対策につきましては、災害対策において強化している内容として、多様な市民ニーズに配慮すること、搬送体制を強化することを明記するものでございます。

6警報の伝達対策につきましては、備蓄と同様に、災害対策において強化し整備している情報伝達のツールを追記し、あらゆる媒体を活用し迅速かつ的確な情報伝達に努めるものでございます。

概要で恐縮ではございますが、主な内容は以上でございます。資料2につきましては、細かな修正内容について、一覧にまとめたものでございます。さらに資料3については、変更した箇所に網掛けをしております。

説明は以上でございます。御審議の程お願いいたします。

**【会長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、この計画をしっかりと作っておいて、市民にどのような行動をとっていただくか、私たちはどのように必要な情報を出していくか、普段どういう啓発をしていくか、そこが大事なんだと思っています。

本件、国民保護計画について、皆様方、何か御意見御質問等がありましたら、発言お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。確認事項でも結構です。

**【委員】**

今回のロシア、ウクライナのニュースを見ていても、意図的にフェイクニュースで混乱させたりとか、そういうケースも見られました。

国の役割かもしれませんが、どんな情報を信用すべきか、その辺の周知はどのようになっているのでしょうか。

**【事務局】**

お答えいたします。御指摘いただきましたように、国民保護の対応、さらには先ほど御審議いただいた災害時の対応の中でも、デマや噂などが広がることを、私ども、危惧しております。

こういった内容につきましては、国や茨城県としっかり連携を図り、正しい情報を市民の皆様迅速に伝えていきたいと思っております。

御指摘いただいた内容について、さらに私ども重く受け止め、情報の正しい内容などについて、慎重に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

**【会長】**

私も思うに、SNSが、あたりまえのように定着している状況ですので、国民保護計画等も、時代に合わせた対応をしていかなければならないと思います。正しい情報をどういう風に取り扱っていくか、私たちが市民に対してどういう風にお知らせしていくか、取り組まなければならないと思います。

**【事務局】**

その点は調整したいと存じます。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

よろしいでしょうか。御意見踏まえて対応させていただきたいと思います。

他にありませんでしょうか。

**【委員】**

こういうことあってはならないですが、ウクライナを見ていますと、インフラとか学校が標的に攻撃されている状況があります。

市としてお願いしたいのは、シェルター機能を、どこまで求めるかですけども、そういう機能を持った建物がどこにあるかということは、ぜひ把握をして頂きたい。

ウクライナは、地下鉄がシェルター機能を持っていたみたいですけども、水戸市内に頑丈な地下がある建物は非常に少ないと思うので、ただ少なくとも、市としてどこに逃げればいいですかと言われたときに、紹介できるように是非しておいていただきたい。

**【会長】**

私も、今回、ウクライナ侵攻で、これだけ世界では、シェルターが準備されていて、日本が0点何パーセントしかないというのは、驚きの数字で、私たちは、あらためて知らされたんですけども、せめてシェルター代わりになる場所を把握して、市民の皆様へ情報提供できるようにするというのは、必要なかと思えます。

何か既にやっていることがあれば。

**【事務局】**

はい、お答えいたします。

地下構造物などにつきましては、国からも把握するようにと通知が出ています。御意見いただきましたように、水戸市内では数が少ないのが現状ですが、避難が可能な頑丈な構造物などについても、しっかりと把握に努めて、その内容について、市民の方にも啓発できるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

**【会長】**

民間に御協力をいただかなければならないということが出てくるので、市内に地下を持っている建物がどれだけあるのは、それがシェルター機能を果たしているのかどうか、それを把握しながら、民間の方々に協力を求めて、場合によっては協定を締結するとかやっておかなければなりませんから、その辺の作業入ってください。

ありがとうございました。

**【委員】**

28ページのボランティア団体への支援ですが、こういう場合のボランティア活動というのは、防災の時と違い、自分自身の身体を脅かされる状態の中で、どういうことを想定しているのでしょうか。

**【事務局】**

お答えいたします。武力攻撃などがあったときには、まずは、命を守ることが第一でございます。

そういった事象があった時においても、長期的な対応におきまして、避難生活を送るような状況があるかと思えます。そういった時に、物資の配布などにつきまして、可能な範

囲で、ボランティアの皆様にご協力をお願いしたいという内容でございます。

**【会長】**

もちろん、ミサイル攻撃されてるときに何かボランティアやってくださいということではないので。何か被害があつて、避難生活を余儀なくされる方がいらっしゃるとか、あるいは場合によっては、何かしら被害があつて片付けなどを行うとか、通常の災害の時と同じような要請とさせていただければと。

**【事務局】**

災害ですと、復旧活動のような状況を一つの場面としてイメージしていただければと存じます。

**【会長】**

他にありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見等がないようですので、水戸市国民保護計画の改定について、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

**【会長】**

異議なしという声がありましたので、決定とさせていただきますと思います。

次に、ただ今、皆様に御承認をいただきました水戸市国民保護計画の改定につきまして、今後どのように進めていくのか、事務局に説明を求めます。事務局をお願いします。

**【事務局】**

御説明いたします。皆様、資料1の裏面をお願いしたいと存じます。

今後のスケジュールでございますが、本日、皆様に御審議をいただきました、先ほどの地域防災計画と同様に、4月から5月にかけて、意見公募手続きにより、市民の皆様にご意見を伺っていきたくと考えております。そして、意見公募手続きにおいて、この計画が修正された場合には、恐縮ではございますが、もう一度皆様に御審議をいただきたいと存じます。先ほどと同様でございますが、軽微な修正の場合には、国民保護協議会は省略させていただきますと存じます。

そして、地域防災計画と異なり、国民保護法に基づきまして、国民保護計画については県知事への報告も位置付けられておりますので、そういったプロセスを経て、最終的に市議会への報告を行ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては以上でございます。

**【会長】**

ただ今、説明がありましたように進めてまいります。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その他に何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして、議事につきましては終了させていただきます。委員の皆様には、会議の進行に御協力いただき、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。これをもちまして、国民保護協議会議長の座を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

**【事務局】**

本日は、長時間にわたりまして、御審議を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、水戸市国民保護協議会を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。